

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年3月30日)

開催日及び場所			平成22年3月17日(水曜日) 中会議室		
委 員			松 田 彊 (北海道大学名誉教授) 前 田 憲 秀 (前田憲秀税理士事務所) 丸 谷 知 巳 (北海大学大学院教授) 向 田 直 範 (北海学園大学教授)		
審 議 対 象 期 間			平成21年10月1日～平成21年12月31日		
審 議 対 象 案 件			508件 うち、1者応札案件93件 契約の相手方が公益財団法人の案件16件		
抽 出 案 件			105件 うち、1者応札案件19件 (抽出率 20.7%) (抽出率 3.7%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一 般 競 争		181件 うち、1者応札案件41件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約		3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
	業務	一 般 競 争		63件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		該当なし		

物品・役務等	一 般 競 争	255件　うち、1者応札案件50件 契約の相手方が公益財団法人の案件16件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約(企画競争・公募)	6件　うち、1者応札案件　2件 契約の相手方が公益財団法人の案件　0件
	随意契約(その他)	該当なし
	(特記事項)	

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回　答
	1　別紙様式6－3「物品・役務の調達方法別総括表」のその他の役務で随意契約が2件あり、うち1件が造林事業であるが、もう1件は何か。	1　当契約は、紋別地域の民有林、国有林一体となって実施した森林認証審査に係る契約である。 森林認証制度については、持続可能な森林利用と保護を図ろうとするものであり、認証に当たる審査においては、定期的に審査することになっている。 審査に当たっては、当初審査を実施した認証機関が審査することとなっているため、随意(特命)で契約したところである。
	2　工事期間及び事業期間についてはどのように設定しているのか。	2　造林事業のように、作業適期がある場合はそれを踏まえながら設定しており、治山及び林道建設工事については、工事のボリュームにより標準的な工事期間を設定している。
	3　BB1・BB2・BB4の業者、B B3・BB5の業者など、1業者が複数の物件を契約しており、履行期間が重複しているが問題はないのか。	3　一定規模の工事では主任技術者を専任で配置することを条件として課しているが、測量・設計業務においては管理技術者の専任を条件とはしていないところである。また、事業体は通常、複数の技術者を擁しており、極端に多い件数でなければ、受注能力に応じ同時に複数の物件を受注することは特に問題ないと考える。
	4　E177のポリエチレン波付管購入については、相当数の個数を購入しているが、その使用目的、実施状況を教えてください。	4　林道の小規模な修繕工事などは直ようで実施することもあり、そのための工事用資材として購入しているものである。なお、局集中調達物件であり、北海道全署(24(支)署)の分を一括して購入していることからそうした数量となったものである。
	5　E1・E2の建築工事について、なぜ木造建築での仕様なのか。	5　国有林に係る建築工事については、国産材のPR及び木造建築の良さを知ってもらうため、木材の使用を基本としている。

	6 C1の海岸林防災事業における不陸均しは、どのようなものを対象に実施しているのか。 7 E3の縁桂・乙部岳風景林歩道新設工事につて、再度入札に及んでいるが、1回目の入札価格と2回目の入札価格に開きがあるがなぜか。 8 本数調整伐については、林内伐り捨てなのか。	また政府の方針においても公共施設の木造化を推進している。 6 当該森林において保育等造林事業を実施するに当たり使用する路網について、使用に伴い凸凹(不陸)が発生してくるなどして通行に支障が出てきた箇所を対象に、路面の整正等を行ったものである。 7 遊歩道の新設工事が一般的な工事と異なるため、1回目の入札について、単価や歩掛りを誤って見積もって応札し不落になったことから、2回目においては、再度見積額を見直し、応札に及んだものと考えられる。 8 本数調整伐については、林内伐り捨てである。
委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局:北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。